

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月26日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 正樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【電話番号】	03 - 5435 - 8200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・アクティブ・ジャパン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

スパークス・アクティブ・ジャパン  
（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。  
格付は取得していません。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額とします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：スパアク）他、委託会社、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 [ホームページ] <a href="http://www.sparx.co.jp/">http://www.sparx.co.jp/</a> [電話番号] 03-5435-8200 (受付時間：営業日の9：00～17：00)
---

### (5)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数については手数料はかかりません。また、信託期間終了日の1年前以内等の一定の要件を満たした証券投資信託を一部解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金が行われた販売会社において、受益権の購入申込みをする場合の手数料率を当該販売会社が独自に定めることができます。詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成22年7月27日から平成23年7月26日までです。

\* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みを取扱います。販売会社については委託会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
[ホームページ] <http://www.sparx.co.jp/>  
[電話番号] 03-5435-8200  
(受付時間：営業日の9：00～17：00)

**(9)【払込期日】**

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社でお取扱します。

販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12)【その他】**

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは日本株を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

###### 信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。なお、委託会社は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### < 商品分類定義 >

1. 単位型・追加型による商品分類 : 追加型  
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 国内  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産(収益の源泉)による商品分類 : 株式  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一般)) 資産複合 ( )	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・ オブ・ファンズ

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

## &lt; 属性区分定義 &gt;

- ・投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式 一般））
- ・決算頻度による属性区分 : 年1回  
目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象地域による属性区分 : 日本  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資形態による属性区分 : ファミリーファンド  
目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。  
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

- 1) 日本の株式市場全体を主な投資対象とし、収益機会を機動的に追求します。  
マザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所上場株式を主な投資対象とします。  
ボトムアップ・リサーチに基づく個別銘柄選択により、時価総額や業種等の銘柄属性にとらわれず機動的に収益機会を追求します。
- 2) 企業の実態価値と株価の差を重視して投資を行います。  
投資にあたっては、『魅力的なビジネスを安く買う』を基本としており、今後、着実に利益成長の見込める企業への投資を行います。  
企業収益の質、経営戦略、市場成長性からみた企業の実態価値と株価との乖離（バリュース・ギャップ）が大きく、またバリュース・ギャップを解消させる要因・きっかけ（カタリスト）が強く期待できる企業に重点的に投資し、ベンチマークは設定しません。

### 3) スパークス・アセット・マネジメントが運用を行います。

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場（銘柄コード8739）に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

#### 〔スパークス・グループの沿革〕

- 1989年 7 月 スパークス投資顧問株式会社として業務開始
- 1997年 2 月 投資一任契約に係る業務の認可取得
- 2000年 3 月 証券投資信託委託業の認可取得  
スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社へ商号変更
- 2001年12 月 JASDAQ市場に上場
- 2006年10 月 会社分割により持株会社へ移行  
投資信託委託業および投資顧問業はスパークス・アセット・マネジメント株式会社が継承
- 2010年 7 月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社とスパークス証券株式会社が合併

#### 運用の特徴

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。  
インベストメント・アプローチ

STEP1 3つの着眼点（企業収益の質、市場成長性、  
経営戦略）から企業の実態価値を計測する。

STEP2 実態価値と市場価値（株価）の差、バリュー・  
ギャップを計測する。

株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの理由によって一致していない場合が多く、このバリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、それだけでは十分ではありません。

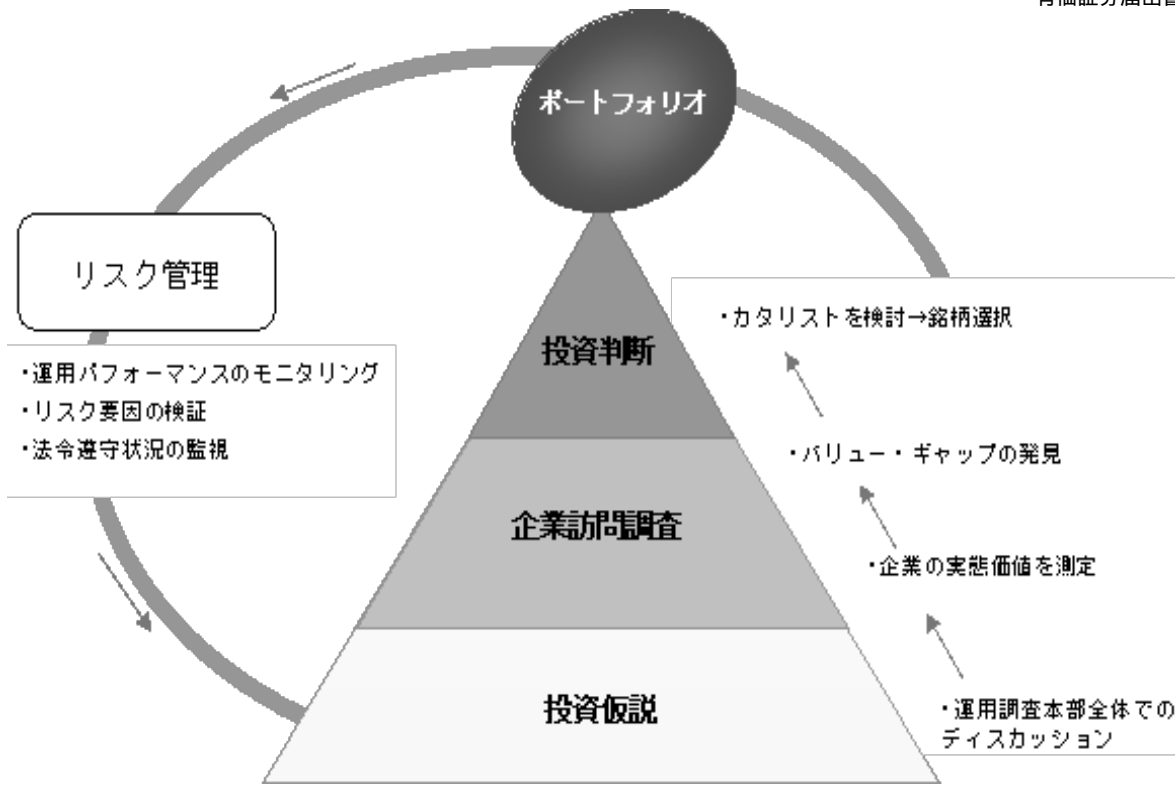
STEP3 バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案し投資を決定する。

カタリスト（きっかけ・要因）： 株価が実態価値へ収れんするプロセス（バリュー・ギャップの解消）を促すきっかけ・要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

カタリストの例： 規制緩和や会計制度の変化といった外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の内的要因が非常に大きなものです。



#### 運用プロセス



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

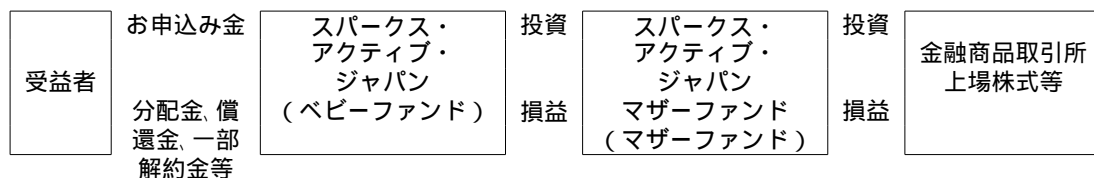
平成16年4月27日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。

平成18年10月1日 ファンドの委託者としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。  
信託期間を無期限に延長。

## (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



\* 有価証券届出書提出日現在、当ファンド以外で「スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド」に投資しているファンドはありません。

ファンドの関係法人は次の通りです。

1) スパークス・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。

2) 住友信託銀行株式会社（受託会社）

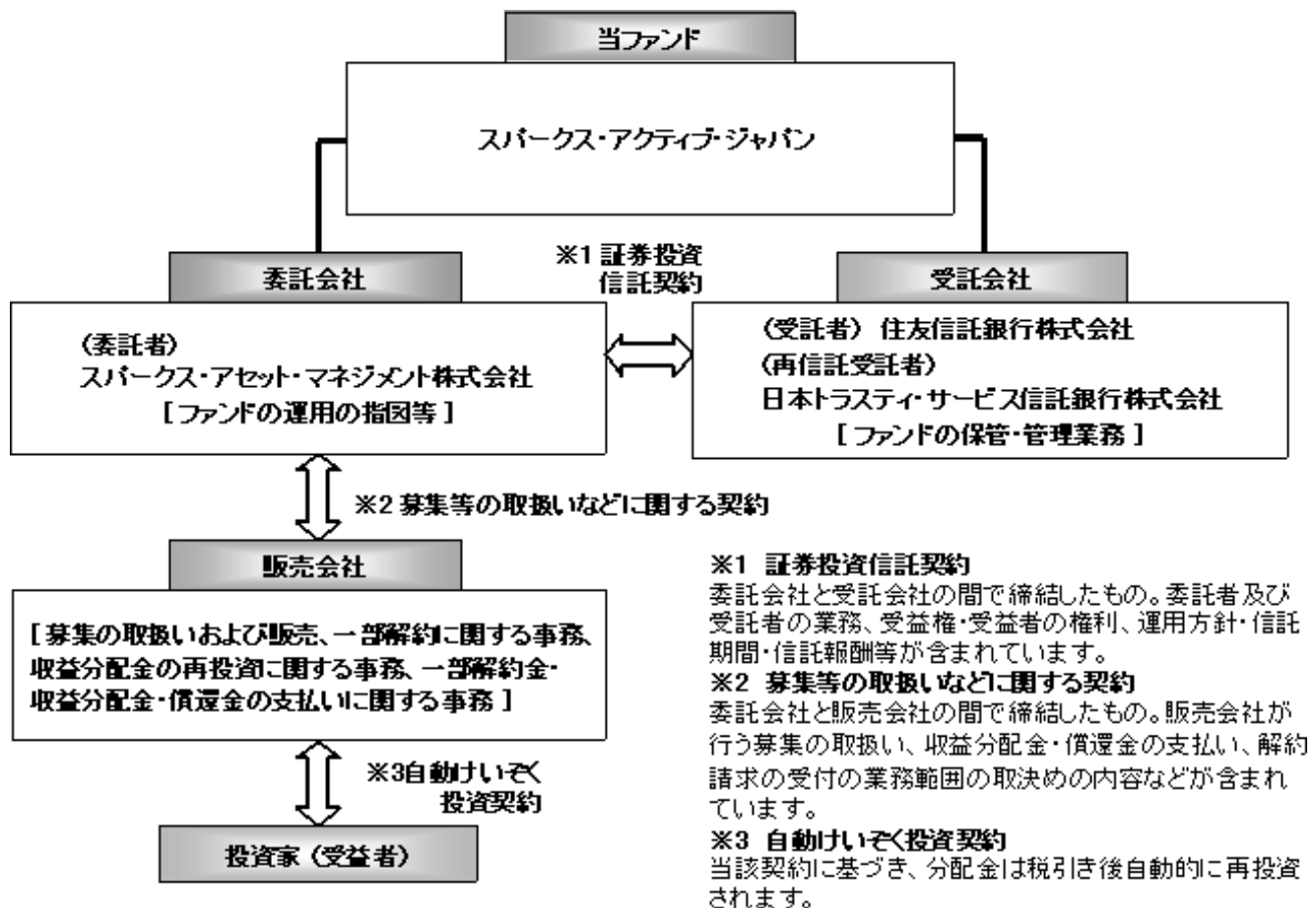
（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託会社））

ファンドの受託者として、委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部

につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託を行います。

### 3) 日興コーディアル証券株式会社（販売会社）

販売会社は、委託会社との間の「募集・販売の取扱い等に関する契約書」に基づき、ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、分配金の再投資、一部解約金・償還金の支払の取扱い等を行います。



#### 委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成22年5月末日現在）

#### b. 会社の沿革

- 平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。
- 平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。
- 平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

#### c. 大株主の状況（平成22年5月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

マザーファンドの受益証券への投資を通じて、以下の投資態度で臨みます。

主として金融商品取引所上場株式を投資対象とし、ボトムアップ・リサーチに基づく個別銘柄選択により、時価総額や業種等の銘柄属性にとらわれず機動的に収益機会を追求します。

投資にあたっては、『魅力的なビジネスを安く買う』を基本としており、今後、着実に利益成長の見込める企業への投資を行います。企業収益の質、経営戦略、市場成長性からみた企業の実態価値と株価との乖離（バリュー・ギャップ）が大きく、またバリュー・ギャップを解消させる要因・きっかけ（カタリスト）が強く期待できる企業に重点的に投資しますので、ベンチマークは定めず、付加価値のない銘柄の組入れや過度な銘柄分散は行いません。組入れ銘柄数は50～70銘柄程度と集中度は高く、また、一定の割合で中小型株への投資も行います。

株式の実質組入れ比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位の比率を保ちます。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

### (2)【投資対象】

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場株式に実質的に投資します。また、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。詳しい投資対象は以下の通りです。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第16条）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

- ・先物取引等
- ・スワップ取引
- ・金利先渡取引

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券（約款第17条第1項）

委託者は、信託金を主としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）
  - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品（約款第17条第2項、第3項）

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの
- 前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他の投資対象

- 1) 先物取引等の運用指図（約款第23条）
  - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商

品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託者は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

## 2) スワップ取引の運用指図（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 3) 金利先渡取引の運用指図（約款第25条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### (3) 【運用体制】

当ファンドでは、平成22年5月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意味決定プロセスに基づき、運用を行っております。

#### 意思決定プロセス

a. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

b. ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

#### 議決権の行使指図に関する基本的考え方

議決権の行使指図にあたっては、受益者又は顧客の利益に供することを目的とし、運用資産に組入れられる株式価値の増大、又はその価値の毀損防止の観点から判断します。また、具体的な議決権行使については社内規程及び議決権行使ガイドラインに基づいてこれを行います。

#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成22年5月末日現在）

**(4)【分配方針】**

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**(5)【投資制限】**

信託約款で定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）
- 2) 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）  
外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 新株予約権証券への投資制限（約款第17条第5項）  
委託者は、取得時において、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 4) 投資信託証券への投資制限（約款第17条第4項）  
委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第20条第1項）  
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第20条第2項）  
委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 7) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第21条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

8) 投資する株式等の範囲（約款第19条）

- (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、その限りではありません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

9) 信用取引の指図範囲（約款第22条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (d) 信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

10) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第26条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - (ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または12)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 有価証券の借入れ（約款第28条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a) の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

### 13) 資金の借入れ（約款第35条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令に定められた投資制限

##### a. デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

##### b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

（参考）

親投資信託：スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンドの投資方針

#### (1) 基本方針

日本株を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

#### (2) 運用方法

投資対象

金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として金融商品取引所上場株式を投資対象とし、ボトムアップ・リサーチに基づく個別銘柄選択により、時価総額や業種等の銘柄属性にとらわれず機動的に収益機会を追求します。

- 2) 投資にあたっては、『魅力的なビジネスを安く買う』を基本としており、今後、着実に利益成長の見込める企業への投資を行います。企業収益の質、経営戦略、市場成長性からみた企業の実態価値と株価との乖離（バリュース・ギャップ）が大きく、またバリュース・ギャップを解消させる要因・きっかけ（カタリスト）が強く期待できる企業に重点的に投資しますので、ベンチマークは定めず、付加価値のない銘柄の組入れや過度な銘柄分散は行いません。組入れ銘柄数は50～70銘柄程度と集中度は高く、また、一定の割合で中小型株への投資も行います。
- 3) 株式の組入れ比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位の比率を保ちます。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。
- 4) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

#### 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。
- 4) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 9) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 10) 金利先渡取引は約款第21条の範囲で行います。

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。

なお、基準価額の主な変動要因は以下のとおりです。

#### (1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### (2) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、ジャスダック証券取引所上場株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

#### (3) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。

#### (4) 派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引やオプション取引などの派生商品に投資することがあります。派生商品の運用は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で行うこともありますが、派生商品と価格変動リスクを回避されるべき原資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。また、これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

#### (5) 一部解約による資金流出に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。なお、当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドの資金流入の影響を受ける場合があります。

#### (6) 運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限される場合があります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

#### < その他の留意事項 >

##### システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に解約等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

##### 法令・税法・会計方針などの変更に関する事項



ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

お申込・解約等に関する留意点

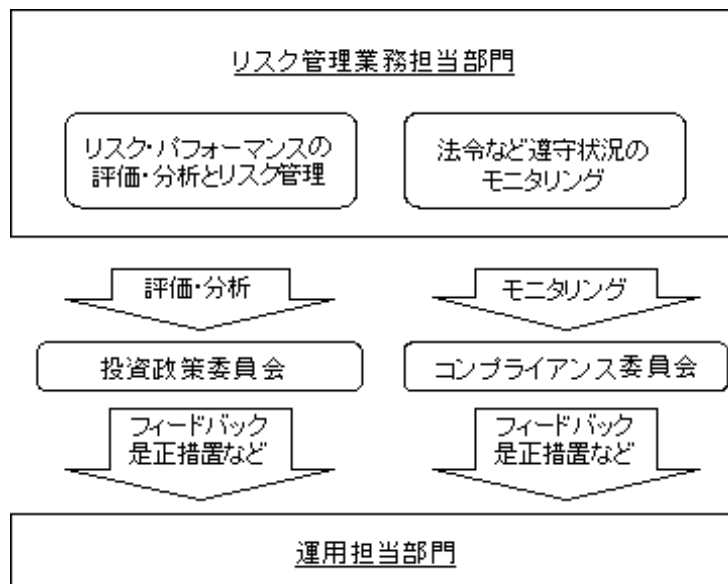
- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成22年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.974%（税抜1.88%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.945% （税抜0.90%）	年0.945% （税抜0.90%）	年0.084% （税抜0.08%）

**(4)【その他の手数料等】**

ファンドは以下の費用も負担します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

信用取引や先物取引、オプション取引等に要する費用

保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託者の立替えた立替金の利息

その他諸費用

- 1) 受益権等の管理事務に関連する費用（券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます）の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書（仮目論見書）および、販売用資料、商品内容説明資料の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 8) 会計監査費用

委託者は、上記の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年10,000分の10の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

投資対象とするマザーファンドに係る以下の費用

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

当該手数料等の上限額や合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**(5)【課税上の取扱い】**

課税上は株式投資信託として取扱われます。原則として、益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- 1) 個人の受益者に対する課税

- ・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

- ・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されま

す（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年においては10%（所得税7%および地方税3%）となります。

（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

## 2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

### 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成22年6月30日現在の税法によるものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### <ご参考>

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

上記は、平成22年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

以下は2010年5月31日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,481,864,438	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△3,106,239	△0.13
合計（純資産総額）		2,478,758,199	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

銘柄名	数量	上段：簿価単価	上段：簿価金額	投資 比率 (%)
		下段：評価単価 (円)	下段：評価金額 (円)	
スパークス・アクティブ・ ジャパン・マザーファンド	3,040,010,336	0.9131	2,775,833,438	100.13
		0.8164	2,481,864,438	

（注）上記の資産の種類は親投資信託受益証券、発行地は日本です。

**種類別及び業種別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

（参考）スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,411,529,600	97.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		70,269,160	2.83
合計（純資産総額）		2,481,798,760	100.00

## 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	三井物産	卸売業	91,100	1,504.00 1,294.00	137,014,400 117,883,400	4.75
2	日本	株式	楽天	サービス業	1,654	70,500.00 63,500.00	116,607,000 105,029,000	4.23
3	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	10,900	9,100.00 9,200.00	99,190,000 100,280,000	4.04
4	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	165,000	585.00 486.00	96,525,000 80,190,000	3.23
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	24,300	3,690.00 3,280.00	89,667,000 79,704,000	3.21
6	日本	株式	日本電産	電気機器	9,600	9,850.00 8,290.00	94,560,000 79,584,000	3.21
7	日本	株式	花王	化学	35,600	2,318.88 2,019.00	82,552,160 71,876,400	2.90
8	日本	株式	宇部興産	化学	305,000	249.00 225.00	75,945,000 68,625,000	2.77
9	日本	株式	クボタ	機械	86,000	839.00 749.00	72,154,000 64,414,000	2.60
10	日本	株式	キャノン	電気機器	16,800	4,395.00 3,745.00	73,836,000 62,916,000	2.54
11	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	21,600	3,285.00 2,703.00	70,956,000 58,384,800	2.35
12	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	174,000	347.00 319.00	60,378,000 55,506,000	2.24
13	日本	株式	ニトリ	小売業	7,600	7,400.00 7,270.00	56,240,000 55,252,000	2.23
14	日本	株式	KDDI	情報・通信業	132	467,000.00 412,000.00	61,644,000 54,384,000	2.19
15	日本	株式	パナソニック	電気機器	44,800	1,385.00 1,161.00	62,048,000 52,012,800	2.10
16	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	20,100	2,868.00 2,549.00	57,646,800 51,234,900	2.06
17	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,400	3,310.00 2,770.00	60,904,000 50,968,000	2.05
18	日本	株式	スクウェア・エニックス・ホールディングス	情報・通信業	26,500	2,026.00 1,704.00	53,689,000 45,156,000	1.82
19	日本	株式	三菱地所	不動産業	32,000	1,629.00 1,391.00	52,128,000 44,512,000	1.79
20	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	110,000	393.00 397.00	43,230,000 43,670,000	1.76
21	日本	株式	味の素	食料品	56,000	876.00 773.00	49,056,000 43,288,000	1.74
22	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,100	22,600.00 20,440.00	47,460,000 42,924,000	1.73
23	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	1,304	36,950.00 32,000.00	48,182,800 41,728,000	1.68
24	日本	株式	信越化学工業	化学	9,100	5,450.00 4,580.00	49,595,000 41,678,000	1.68
25	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	92,500	510.00 441.00	47,175,000 40,792,500	1.64
26	日本	株式	良品計画	小売業	10,300	4,365.00 3,690.00	44,959,500 38,007,000	1.53
27	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,400	6,680.00 5,880.00	42,752,000 37,632,000	1.52
28	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	68,000	507.00 524.00	34,476,000 35,632,000	1.44
29	日本	株式	全日本空輸	空運業	129,000	296.00 274.00	38,184,000 35,346,000	1.42
30	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	16,200	2,110.00 2,086.00	34,182,000 33,793,200	1.36

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	化学	13.37
		電気機器	11.71
		輸送用機器	8.97
		情報・通信業	7.69
		銀行業	7.57
		卸売業	6.25
		小売業	5.73
		サービス業	4.93
		鉄鋼	3.67
		機械	3.35
		電気・ガス業	3.12
		保険業	2.73
		不動産業	2.56
		医薬品	2.39
		その他製品	2.36
		精密機器	1.80
		食料品	1.74
		陸運業	1.52
		空運業	1.42
		ガラス・土石製品	1.29
		繊維製品	0.93
		ゴム製品	0.52
		建設業	0.48
		非鉄金属	0.37
		海運業	0.33
		証券、商品先物取引業	0.19
		倉庫・運輸関連業	0.11
パルプ・紙	0.09		
合計		97.17	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2010年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は、以下の通りです。

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2005年4月26日)	24,779,794,231	24,779,794,231	0.9249	0.9249
2期	(2006年4月26日)	19,181,372,402	19,181,372,402	1.5971	1.5971
3期	(2007年4月26日)	10,405,676,876	10,405,676,876	1.3424	1.3424
4期	(2008年4月28日)	5,349,151,403	5,349,151,403	1.0357	1.0357
5期	(2009年4月27日)	3,008,684,695	3,008,684,695	0.6553	0.6553
6期	(2010年4月26日)	2,805,946,569	2,805,946,569	0.8153	0.8153
	2009年5月末日	3,211,337,091	-	0.7123	-
	2009年6月末日	3,288,212,016	-	0.7391	-
	2009年7月末日	3,349,892,952	-	0.7651	-
	2009年8月末日	3,382,165,198	-	0.7880	-
	2009年9月末日	3,048,242,570	-	0.7533	-
	2009年10月末日	2,895,347,850	-	0.7403	-
	2009年11月末日	2,650,414,780	-	0.7005	-
	2009年12月末日	2,783,477,371	-	0.7499	-
	2010年1月末日	2,712,708,271	-	0.7455	-
	2010年2月末日	2,664,363,432	-	0.7394	-
	2010年3月末日	2,830,655,878	-	0.8043	-
	2010年4月末日	2,774,156,024	-	0.8086	-
	2010年5月末日	2,478,758,199	-	0.7274	-

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2004年4月27日 至 2005年4月26日	0.0000
2期	自 2005年4月27日 至 2006年4月26日	0.0000
3期	自 2006年4月27日 至 2007年4月26日	0.0000
4期	自 2007年4月27日 至 2008年4月28日	0.0000
5期	自 2008年4月29日 至 2009年4月27日	0.0000
6期	自 2009年4月28日 至 2010年4月26日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2004年4月27日 至 2005年4月26日	1.0000	0.9249	△7.5
2期	自 2005年4月27日 至 2006年4月26日	0.9249	1.5971	72.7
3期	自 2006年4月27日 至 2007年4月26日	1.5971	1.9424	△15.9
4期	自 2007年4月27日 至 2008年4月28日	1.9424	1.0357	△22.8
5期	自 2008年4月29日 至 2009年4月27日	1.0357	0.6553	△36.7
6期	自 2009年4月28日 至 2010年4月26日	0.6553	0.8153	24.4

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産（分配落の額、以下「前期末純資産」という。）を控除した額を前期末純資産で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2004年4月27日 至 2005年4月26日	33,619,182,835 (0)	6,827,464,754 (0)
2期	自 2005年4月27日 至 2006年4月26日	1,318,192,585 (0)	16,100,118,743 (0)
3期	自 2006年4月27日 至 2007年4月26日	271,632,524 (0)	4,530,044,126 (0)
4期	自 2007年4月27日 至 2008年4月28日	17,189,560 (0)	2,603,690,743 (0)
5期	自 2008年4月29日 至 2009年4月27日	77,908,317 (0)	651,736,892 (0)
6期	自 2009年4月28日 至 2010年4月26日	9,400,669 (0)	1,158,742,526 (0)

(注1) ( ) 内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。



(参考情報)

(2010年5月31日現在)

## 基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

### ■ 基準価額・純資産総額の推移(税引前分配金再投資ベース)

当初設定日(2004年4月27日)～2010年5月31日



※基準価額は信託報酬(純資産総額に対して年率1.974%(税込)を乗じたもの)控除後のものです。

### ■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	7,274円
純資産総額	24.79億円

### ■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
2007年4月	0円
2006年4月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

比率はマザーファンド(スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド)の純資産総額に対する比率を表示しております。

### ■ 資産配分

資産の種類	比率
株式	97.2%
キャッシュ等	2.8%

銘柄数	74
-----	----

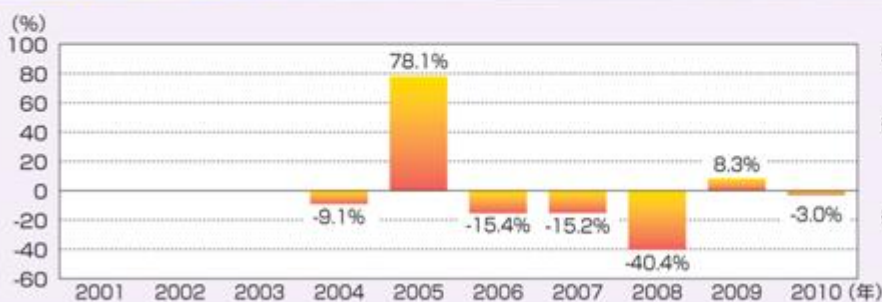
### ■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	三井物産	卸売業	4.7%
2	楽天	サービス業	4.2%
3	ユニ・チャーム	化学	4.0%
4	住友信託銀行	銀行業	3.2%
5	トヨタ自動車	輸送用機器	3.2%
6	日本電産	電気機器	3.2%
7	花王	化学	2.9%
8	宇部興産	化学	2.8%
9	クボタ	機械	2.6%
10	キヤノン	電気機器	2.5%

### ■ 組入上位10業種

	業種	比率
1	化学	13.4%
2	電気機器	11.7%
3	輸送用機器	9.0%
4	情報・通信業	7.7%
5	銀行業	7.6%
6	卸売業	6.2%
7	小売業	5.7%
8	サービス業	4.9%
9	鉄鋼	3.7%
10	機械	3.3%

## 年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2004年は設定日(2004年4月27日)から年末までの収益率、2010年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。  
※当ファンドはベンチマークはありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社の本・支店・営業所等で毎営業日に購入申込いただけます。  
購入単位は、販売会社が別に定める単位とします。  
詳しくは販売会社までお問い合わせ下さい。
- (2) 購入申込時限  
購入申込期間は平成22年7月27日から平成23年7月26日までです。  
\* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。  
購入申込の受付は、原則として、午後3時までとします。  
当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
- (3) 購入申込に係る制限  
金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止すること、および既に受付けた購入申込を取り消すことがあります。  
委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。
- (4) 購入価額  
購入申込受付日の基準価額です。
- (5) 購入時手数料  
3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、収益分配金の再投資により取得する口数については手数料はかかりません。
- (6) 申込金額の支払い  
販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。  
\* 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社で解約の請求ができます。  
解約請求の単位は、1口単位です。
- (2) 換金申込時限  
申込の受付は、原則として、午後3時までとします。  
当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
- (3) 換金適用価額  
解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。  
信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

#### (4) 換金に係る制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の実行請求の受付を中止することができます。解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行請求を撤回できます。

ただし、受益者がその解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の実行請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

#### (5) 解約手数料

解約時の手数料はありません。

#### (6) 解約代金の支払い

解約代金は解約請求受付日から起算して5営業日目から支払を開始します。

\*解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産額をいい、委託会社の営業日において日々算出されます。

なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：スパーク）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 【ホームページ】 <a href="http://www.sparx.co.jp/">http://www.sparx.co.jp/</a> 【電話番号】 03-5435-8200 (受付時間：営業日の9:00~17:00)
---

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は、平成16年4月27日から無期限とします。ただし、下記(5)その他 ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。

#### (4)【計算期間】

計算期間は、毎年4月27日から翌年4月26日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

毎決算時（原則として4月26日、休日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

個別元本により普通分配金と特別分配金が計算されます。

分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記

載または記録されます。

## (5)【その他】

### ファンドの償還条件

- イ．委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が30億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託者は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ニ．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの繰上償還をしません。
- ホ．委託者は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ．ハからホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ハの一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

### 信託約款の変更

- イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託者は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ニ．ハの一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの信託約款の変更をしません。
- ホ．委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### 運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

### 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

#### 4【受益者の権利等】

##### 分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。なお、分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。また、受益者が償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

##### 反対者の買取請求権

繰上償還または約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

##### 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

##### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### 受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正については下表の通りであります。

財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正		第5期計算期間 自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	第6期計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
財務諸表等規則	平成20年8月7日付内閣府令第50号	同府令第2条第1項および第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	同府令第2条第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則	平成21年6月24日付内閣府令第35号	同府令第16条第2項による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。	改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第5期計算期間（平成20年4月29日から平成21年4月27日まで）、及び第6期計算期間（平成21年4月28日から平成22年4月26日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

## 1【財務諸表】

スパークス・アクティブ・ジャパン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間末 (平成21年4月27日現在)	第6期計算期間末 (平成22年4月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	32,738,407	29,941,063
親投資信託受益証券	3,007,141,409	2,803,930,851
未収入金	5,218,081	8,470,401
未収利息	44	41
流動資産合計	3,045,097,941	2,842,342,356
資産合計		
	3,045,097,941	2,842,342,356
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,218,081	8,470,401
未払受託者報酬	1,278,322	1,150,974
未払委託者報酬	28,762,162	25,896,918
その他未払費用	1,154,681	877,494
流動負債合計	36,413,246	36,395,787
負債合計		
	36,413,246	36,395,787
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 4,591,050,563	1 3,441,708,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,582,365,868	2 635,762,137
（分配準備積立金）	2,623,022,811	1,964,011,408
元本等合計	3,008,684,695	2,805,946,569
純資産合計		
	3,008,684,695	2,805,946,569
負債純資産合計		
	3,045,097,941	2,842,342,356

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期計算期間 自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	第6期計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
<b>営業収益</b>		
受取利息	25,374	5,780
有価証券売買等損益	1,764,616,937	720,432,221
営業収益合計	1,764,591,563	720,438,001
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,294,551	2,493,249
委託者報酬	74,127,203	56,098,146
その他費用	2,431,902	1,941,953
営業費用合計	79,853,656	60,533,348
営業利益又は営業損失（ ）	1,844,445,219	659,904,653
経常利益又は経常損失（ ）	1,844,445,219	659,904,653
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,844,445,219	659,904,653
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	120,938,453	111,858,011
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	184,272,265	1,582,365,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	401,049,359
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	401,049,359
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,131,367	2,492,270
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,474,231	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,657,136	2,492,270
分配金	0	0
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,582,365,868	635,762,137



## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期計算期間 自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	第6期計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	「親投資信託受益証券」 同左
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	「有価証券売買等損益」 同左
3. その他	当ファンドは、原則として毎年4月26日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であり、また当計算期間においても当該日が休業日であるため、当計算期間を平成20年4月29日から平成21年4月27日としております。	当ファンドは、原則として毎年4月26日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を平成21年4月28日から平成22年4月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第5期計算期間末 (平成21年4月27日現在)	第6期計算期間末 (平成22年4月26日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	4,591,050,563口	3,441,708,706口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	1,582,365,868円	635,762,137円
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6553円 (6,553円)	0.8153円 (8,153円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期計算期間 自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	第6期計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

区分	第5期計算期間 自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	第6期計算期間 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	-	<p>金融商品の内容</p> <p>当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券 <p>当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 有価証券関係」の通りであります。</p> </li> <li>・コールローン等の金銭債権及び金銭債務金融商品に係るリスク <p>当ファンドは、以下のリスクを内包しております。</p> <p>A) 市場リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>・株価変動リスク</li> </ul> </p> <p>B) 流動性リスク</p> <p>C) 信用リスク</p> </li> </ul>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	<p>弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。</p> <p>体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	<p>当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期計算期間		第6期計算期間	
	自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日		自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	-		当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	
2. 時価の算定方法	-		<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目及びその時価の算定方法については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コールローン等の金銭債権及び金銭債務 上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>	

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第5期計算期間(自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)

該当事項はありません。

第6期計算期間(自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日)

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 1. 元本の移動

区分	第5期計算期間		第6期計算期間	
	自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日		自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日	
期首元本額	5,164,879,138円		4,591,050,563円	
期中追加設定元本額	77,908,317円		9,400,669円	
期中一部解約元本額	651,736,892円		1,158,742,526円	

## 2. 有価証券取引関係

## 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第5期計算期間末 (平成21年4月27日現在)	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,007,141,409	1,590,837,097
合計	3,007,141,409	1,590,837,097

## 売買目的有価証券

	第6期計算期間末 (平成22年4月26日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	592,224,089
合計	592,224,089

## 3. デリバティブ取引関係

第5期計算期間(自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日)

該当事項はありません。

第6期計算期間(自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成22年4月26日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	スパークス・アクティブ・ ジャパン・マザーファンド	3,070,109,330	2,803,930,851	
	合計	3,070,109,330	2,803,930,851	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（その他の注記）3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

## 参考情報

当ファンドは、「スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年4月27日現在)	(平成22年4月26日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		112,087,294	43,453,726
株式		2,886,664,260	2,738,253,750
未収入金		73,786,198	11,786,160
未収配当金		26,533,340	18,947,062
未収利息		153	59
流動資産合計		3,099,071,245	2,812,440,757
資産合計		3,099,071,245	2,812,440,757
負債の部			
流動負債			
未払金		86,878,986	-
未払解約金		5,218,081	8,470,401
流動負債合計		92,097,067	8,470,401
負債合計		92,097,067	8,470,401
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,175,425,450	3,070,109,330
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	2	1,168,451,272	266,138,974
元本等合計		3,006,974,178	2,803,970,356
純資産合計		3,006,974,178	2,803,970,356
負債純資産合計		3,099,071,245	2,812,440,757

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年4月29日 至 平成21年4月27日	自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)「投資証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2)「有価証券売買等損益」 同左</p>

## 〔追加情報〕

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正により、平成21年9月24日以降、ジャスダック上場株式については基準値段での評価から最終相場で評価する方法に変更しました。



4540	ツムラ	6,100	2,761	16,842,100	
4689	ヤフー	1,317	36,950	48,663,150	
4755	楽天	1,656	70,500	116,748,000	
4901	富士フイルムホールディングス	4,100	3,275	13,427,500	
4911	資生堂	12,500	1,946	24,325,000	
5108	ブリヂストン	8,800	1,563	13,754,400	
5202	日本板硝子	134,000	291	38,994,000	
5401	新日本製鐵	174,000	347	60,378,000	
5410	合同製鐵	71,000	243	17,253,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	7,200	3,455	24,876,000	
5713	住友金属鉱山	9,000	1,434	12,906,000	
6326	クボタ	86,000	839	72,154,000	
6367	ダイキン工業	1,800	3,760	6,768,000	
6417	SANKYO	3,400	4,510	15,334,000	
6594	日本電産	9,700	9,850	95,545,000	
6702	富士通	23,000	671	15,433,000	
6752	パナソニック	44,800	1,385	62,048,000	
6758	ソニー	10,400	3,295	34,268,000	
6861	キーエンス	2,100	22,600	47,460,000	
7203	トヨタ自動車	24,400	3,690	90,036,000	
7223	関東自動車工業	31,600	744	23,510,400	
7246	プレス工業	96,000	281	26,976,000	
7267	本田技研工業	18,400	3,310	60,904,000	
7270	富士重工業	69,000	507	34,983,000	
7276	小糸製作所	8,000	1,479	11,832,000	
7287	日本精機	6,000	1,135	6,810,000	
7309	シマノ	200	4,010	802,000	
7453	良品計画	10,300	4,365	44,959,500	
7701	島津製作所	35,000	777	27,195,000	
7730	マニー	2,400	3,355	8,052,000	
7731	ニコン	7,700	2,120	16,324,000	
7751	キヤノン	16,800	4,395	73,836,000	
7864	フジシールインターナショナル	14,300	1,956	27,970,800	
7936	アシックス	35,000	919	32,165,000	
7947	エプピコ	4,500	4,495	20,227,500	
8031	三井物産	91,300	1,504	137,315,200	
8058	三菱商事	13,800	2,310	31,878,000	
8113	ユニ・チャーム	11,400	9,100	103,740,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,500	510	47,175,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	21,600	3,285	70,956,000	
8403	住友信託銀行	166,000	585	97,110,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	52,400	185	9,694,000	
8604	野村ホールディングス	8,400	676	5,678,400	
8766	東京海上ホールディングス	20,100	2,868	57,646,800	
8795	T&Dホールディングス	7,700	2,423	18,657,100	
8802	三菱地所	32,000	1,629	52,128,000	
8804	東京建物	56,000	418	23,408,000	
9020	東日本旅客鉄道	6,500	6,680	43,420,000	
9107	川崎汽船	23,000	399	9,177,000	



9202	全日本空輸	134,000	296	39,664,000	
9375	近鉄エクスプレス	1,300	2,207	2,869,100	
9432	日本電信電話	6,000	3,930	23,580,000	
9433	K D D I	132	467,000	61,644,000	
9503	関西電力	17,200	2,110	36,292,000	
9531	東京瓦斯	112,000	393	44,016,000	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,600	2,026	53,891,600	
9831	ヤマダ電機	2,270	6,630	15,050,100	
9843	ニトリ	8,050	7,400	59,570,000	
9955	ヨンキュウ	25,600	391	10,009,600	
9989	サンドラッグ	13,500	2,218	29,943,000	
	合計	2,619,284		2,738,253,750	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2010年5月31日現在)

I 資産総額	2,485,957,304 円
II 負債総額	7,199,105 円
III 純資産総額 (I - II)	2,478,758,199 円
IV 発行済口数	3,407,867,338 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.7274 円

(参考) スパークス・アクティブ・ジャパン・マザーファンド  
純資産額計算書

(2010年5月31日現在)

I 資産総額	2,484,462,558 円
II 負債総額	2,663,798 円
III 純資産総額 (I - II)	2,481,798,760 円
IV 発行済口数	3,040,010,336 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8164 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換について

該当事項はありません。

### (2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### (4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成22年5月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年 10月 資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成22年5月末日現在）

#### 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

#### 運用体制

1)当ファンドでは、平成22年5月末日現在、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2)意思決定プロセス

イ.運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ.ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

##### (1)投資顧問業務

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

##### (2)投資信託委託業務

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継し、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年5月末日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	22	83,548
追加型証券投資信託	2	17,154
合計	24	100,702

(3) 第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、当事業年度は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：百万円 )

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,973	2,383
未収委託者報酬	340	241
未収投資顧問料	488	291
前払費用	49	32
未収入金	2	4
未収還付法人税等	72	—
その他	28	0
流動資産計	2,955	2,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 20	※1 6
工具、器具及び備品	※1 34	※1 15
有形固定資産合計	55	21
無形固定資産		
ソフトウェア	95	52
無形固定資産合計	95	52
投資その他の資産		
投資有価証券	1,645	1,608
差入保証金	18	9
投資その他の資産合計	1,664	1,618
固定資産計	1,815	1,692
資産合計	4,770	4,645

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	48	9
未払手数料	177	63
その他未払金	※2 209	※2 213
経営構造改革関連損失引当金	99	—
未払法人税等	—	7
未払消費税等	—	10
その他	—	0
流動負債計	535	305
固定負債		
繰延税金負債	50	52
固定負債計	50	52
負債合計	586	357
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	1,453
資本剰余金合計	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347	490
利益剰余金合計	347	490
株主資本合計	4,301	4,443
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計	△ 116	△ 155
純資産合計	4,184	4,287
負債・純資産合計	4,770	4,645



## (2) 【損益計算書】

	(単位:百万円)	
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,269	1,663
投資顧問料収入	2,399	1,252
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,673	2,920
営業費用		
支払手数料	1,514	715
広告宣伝費	5	5
調査費	304	227
委託計算費	101	80
営業雑経費		
通信費	6	6
印刷費	7	0
協会費	6	5
諸会費	0	1
その他営業雑経費	2	2
営業費用計	1,951	1,045
一般管理費		
給料		
役員報酬	88	42
給料・手当	998	664
賞与	5	0
交際費	6	2
旅費交通費	88	34
事務委託費	※1 1,246	※1 564
租税公課	20	18
不動産賃借料	281	258
固定資産減価償却費	85	59
諸経費	139	98
一般管理費計	2,958	1,744
営業利益又は営業損失(△)	△ 236	130
営業外収益		
受取利息	6	7
為替差益	76	0
雑収入	10	5
営業外収益計	93	13
営業外費用		
雑損失	6	1
営業外費用計	6	1
経常利益又は経常損失(△)	△ 148	142
特別利益		
投資有価証券売却益	12	-
賞与引当金戻入額	55	-
前期損益修正益	※2 33	※2 6
その他	-	0
特別利益計	101	6
特別損失		
固定資産売却損	-	※3 1
固定資産除却損	※3 8	※3 2
前期損益修正損	※4 16	-
経営構造改革関連損失	203	0
特別損失計	228	4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 275	144
法人税、住民税及び事業税	8	2
法人税等調整額	14	-
法人税等合計	22	2
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高		2,500		2,500
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		2,500		2,500
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		1,453		1,453
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,453		1,453
資本剰余金合計				
前期末残高		1,453		1,453
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,453		1,453
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高		1,046		347
当期変動額				
剰余金の配当		△ 400		-
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 298		142
当期変動額合計		△ 698		142
当期末残高		347		490
利益剰余金合計				
前期末残高		1,046		347
当期変動額				
剰余金の配当		△ 400		-
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 298		142
当期変動額合計		△ 698		142
当期末残高		347		490
株主資本合計				
前期末残高		4,999		4,301
当期変動額				
剰余金の配当		△ 400		-
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 298		142
当期変動額合計		△ 698		142
当期末残高		4,301		4,443

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
純資産合計		
前期末残高	5,006	4,184
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 822	103
当期末残高	4,184	4,287

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 6年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 _____</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 経営構造改革関連損失引当金 _____</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)            所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。            これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日現在)	当事業年度 (平成22年 3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5百万円 工具、器具及び備品 129百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 24百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1百万円 工具、器具及び備品 88百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 121百万円

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 611百万円	1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 433百万円
2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。	2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度末において見積計上されていた経営構造改革関連損失引当金の戻入であります。
3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 4百万円 建物 3百万円	3 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳 固定資産売却損 工具、器具及び備品 1百万円 固定資産除却損 工具、器具及び備品 2百万円
4 前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。	

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 （株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年 6月18日 定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月19日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 （株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

## 2. 配当に関する事項

### （1）配当金支払額

該当事項はありません。

### （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### （リース取引関係）

該当事項はありません。

### （金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

##### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

##### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

##### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金・預金	2,383	2,383	-
(2) 未収委託者報酬	241	241	-
(3) 未収投資顧問料	291	291	-
(4) 投資有価証券	1,608	1,608	-
資産計	4,524	4,524	-
(1) 未払手数料	63	63	-
(2) その他未払金	213	213	-
負債計	276	276	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額または合理的に算定された価格によっております。

負債

## (1) 未払手数料及び(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金・預金	2,383	-	-	-
未収委託者報酬	241	-	-	-
未収投資顧問料	291	-	-	-
合計	2,916	-	-	-

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。



（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日現在）

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	190
	小計	1,427	1,236	190
合計		1,711	1,645	65

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年3月31日現在）

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	412	283	128
	小計	412	283	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,195	1,427	232
	小計	1,195	1,427	232
合計		1,608	1,711	103

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．取引の状況に関する事項

前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。</p>

2．取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

（注）時価の算定方法

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

取引を行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (百万円)</p> <p>経営構造改革関連損失引当金否認 40</p> <p>繰越欠損金 29</p> <p>その他有価証券評価差額金 77</p> <p>その他の税務調整項目 27</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 175</p> <p>評価性引当額 175</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 50</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 50</p> <p>繰延税金負債の純額 50</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載していません。</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (百万円)</p> <p>繰越欠損金 27</p> <p>その他有価証券評価差額金 94</p> <p>その他の税務調整項目 10</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 132</p> <p>評価性引当額 132</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 52</p> <hr/> <p>繰延税金負債合計 52</p> <p>繰延税金負債の純額 52</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 [百円]	事業の内容 または 職業	議決権の 所有(被所有) 割合[%]	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有) 直轄100%	グループ管理会社	業務委託	811	未払金	24
							支払担当	409	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または 職業	議決権の 所有(被所有) 割合[%]	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社の 子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	106百円	証券業	なし	国内顧客向けファンド等の勧誘及び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	10千米ドル	資産運用業	なし	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	89	未収投資顧問料	0
	SPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	資産運用業	なし	海外向けファンドの運用・管理業務	業務委託手数料	528	-	-
							販売会社への手数料	27	未払手数料	0
						運用報酬の受取	591	未収投資顧問料	117	

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社または主要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1). 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合[%]	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有) 100%	グループ管理会社	業務委託	433	未払金	121

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Sparx Overseas Ltd.	バヌアツタ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	375	未収投資顧問料等	87

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 83,693円8銭 1株当たり当期純損失( ) 5,971円55銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 85,758円46銭 1株当たり当期純利益 2,844円92銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,184	4,287
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,184	4,287
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	50,000	50,000

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	298	142
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	298	142
期中平均株式数(株)	50,000	50,000

## (重要な後発事象)

## (共通支配下の取引)

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と、平成22年7月1日（予定）を合併期日として合併することを決議致しました。

## 1. 結合当事企業の名称及びその事業内容等

(平成22年3月31日現在)

	存続会社	消滅会社
(1) 商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社(当社)	スパークス証券株式会社
(2) 事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
(3) 設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月7日
(4) 本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
(5) 代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
(6) 資本金	2,500百万円	165百万円
(7) 発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
(8) 営業収益	2,920百万円	376百万円
(9) 当期純利益	142百万円	20百万円
(10) 純資産	4,287百万円	1,277百万円
(11) 総資産	4,645百万円	2,092百万円
(12) 従業員数	95人	9人
(13) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(14) 大株主および持株比率	スパークス・グループ株式会社(100%)	スパークス・グループ株式会社(100%)

## 2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

## 3. 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

## 4. 取引の目的を含む取引の概要

## 合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化および顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

## 合併期日（効力発生日）

平成22年7月1日（予定）

なお当該合併は、スパークス証券株式会社が行っている業務の全てを円滑に引継ぐために必要となる、当社における第一種金融商品取引業の登録等の要件を満たすことが条件となります。

## 合併比率ならびに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払はありません。

## 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## 5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

## (重要な資産の譲渡)

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券を譲渡することを決議致しました。

## 1. 譲渡の理由

後発事象(共通支配下の取引)に記載のとおり、スパークス証券株式会社との合併に備え、市場リスクを有する資産を、合併前に譲渡することに致しました。

2. 譲渡する相手先の名称

スパークス・グループ株式会社

3. 譲渡資産の種類、譲渡前の用途

譲渡資産の種類 投資有価証券

譲渡前の用途 シードマネー

4. 譲渡の時期

具体的な売却時期は銘柄ごとに異なりますが、概ね平成22年6月末までには売却を完了する予定であります。

5. 譲渡価額

1,608百万円(予定)

6. 当該事象の損益に与える影響

当該投資有価証券の譲渡に伴う売却損103百万円(予定)を、平成23年3月期において特別損失として計上する予定であります。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

#### 5【その他】

平成22年5月20日開催の臨時株主総会にて、第一種金融商品取引業等を行うため等、定款の一部変更決議を行っております。平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を承継しました。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 3,420億円（平成22年5月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成22年5月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称 日興コーディアル証券株式会社

資本金の額 100億円（平成22年5月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

##### 2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。



販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および分配金の再投資、一部解約金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

### 3【資本関係】

受託会社：該当事項ありません。

販売会社：該当事項ありません。

### 第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(2) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
  - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・アクティブ・ジャパンの平成21年4月28日から平成22年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アクティブ・ジャパンの平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、スパークス証券株式会社を吸収合併する旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、保有する投資有価証券をスパークス・グループ株式会社へ譲渡する旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・アクティブ・ジャパンの平成20年4月29日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アクティブ・ジャパンの平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

平成21年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。